

<b>Title</b>	アメリカ合衆国における政教分離について（憲法研究：共同研究報告）
<b>Author(s)</b>	松田, 寿美子
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.20-4 : 21-22
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2665">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2665</a>
<b>Rights</b>	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE



安西文雄・九州大学大学院教授

発表を頂いた。概要は以下の通りである。

先ず、アメリカ合衆国における政教分離に入る前の導入として、安西氏は、我が国のあり方の判例として、昭和52年7月13日の津地鎮祭事件を提示された。これは、市体育館の起工式を神職者の主宰の地鎮祭として執り行い、経費を市が負担したものである。これを、高裁は、完全分離、根拠複合論として、また最高裁は、限定分離、根拠単一論とした。

次に、アメリカ合衆国の政教分離条項と連邦主義と題して、1) 連邦と各州の関係では、各州における政教関係に連邦は介入しない。2) 大州と小州との関係では、大州が連邦を掌握し、連邦の国教樹立。この2点を述べられ、1947年の判例である、州法により公立学校及び私立学校の生徒にたいし、通学費補助。また、カソリック系私立の生徒にも補助が出された事案についての判旨は、編入理論で修正14条を通じて、政教分離条項は州にも適用されるという判例を提示された。

続いて、政教分離条項の根拠をマトリックスで説明されて、更に、判例の展開として、1) Lemon判決、2) 1980年代の判決、3) 1990年代の判決、4) 2000年代の判決を提示された。その他、我が国の資料として、愛媛玉串料事件の最高裁判決やアメリカ合衆国憲法の第1条、修正1条、9条、10条、14条が添えられていた。

最後に質疑応答では、「政教分離」という言葉の定義のあり方を皮切りに、「モーゼの十戒」、などの論点を中心に自由で活発な論議が交わされた。

### 【憲法研究】

#### アメリカ合衆国における政教分離について

2010年12月6日、聖学院本部新館2階において、本年度第7回憲法研究会が21名の参加の下に開催された。講演者は、九州大学大学院教授の安西文雄氏をお迎えして、上記の表題についての

(文責:松田寿美子 聖学院大学大学院アメリカ・  
ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程)  
(2010年12月6日、聖学院本部新館2階)